

令和8年度（令和9年4月採用）

《支援員・作業療法士》

社会福祉法人

豊田市福祉事業団職員募集要項

正規職員

1 職種・業務内容・資格要件・人数

職種区分	主な業務内容等	資格要件	年齢	人数
支援員 ^(注3)	障がいのあるお子さんへの療育、障がいのある方への支援、相談業務、一般事務等に幅広く携わる職種です。将来的には事業団（施設）運営に関わることが期待されます。	保育士 ^(注1) ・社会福祉士（社会福祉士国家試験受験資格含む）・介護福祉士・教諭のいずれかの資格取得者又は令和9年3月までに取得見込の人 ^(注2)	昭和40年4月2日以降に生まれた人	若干名
作業療法士	障がいのあるお子さんや方への臨床業務及び支援、相談業務に携わる職種です。将来的には事業団（施設）運営に関わることが期待されます。	作業療法士の資格取得者又は令和9年3月までに取得見込の人 ^(注2)		1人

注1 保育士資格の場合、大学・短大の幼児教育科等の指定保育士養成施設で修学していない人は、受験申込の時点で当該資格を取得していることが必要です。

注2 「資格取得者」とは、受験申込の時点で必要な資格を既に取得している人としします。また、資格の「取得見込の人」は、採用試験に合格しても当該資格を取得（合格）しなければ採用できません。

注3 「特定業務職員」と合わせて応募いただくことが可能です。

2 就業場所

職種区分	就業場所（配属先等）
支援員	こども発達センター（西山町・和会町）、障がい者総合支援センター（栄町・平芝町）
作業療法士	こども発達センター（西山町）、障がい者総合支援センター（平芝町）

3 受験申込手続

提出書類	受験申込書 ^(注4) ※所定の様式を使用してください。	提出方法	郵送 ^(注5) 又は持参
提出先	豊田市福祉事業団 事務局総務担当（豊田市こども発達センター 3階） 〒417-0062 豊田市西山町2丁目19番地		
受付期間	6月1日（月）～6月26日（金）（土・日・祝日を除く。） ※持参の場合は、午前9時～正午又は午後1時～午後5時に御提出ください。 ※受付期間内必着ですので、郵送の場合の発送時期には御留意ください。		
案内通知	受験申込書の審査後に郵送します（7月1日（水）頃発送）。		

※受験申込書記載の個人情報、採用事務以外には使用しません。

注4 事業団ホームページ（<http://www.fukushijigyodan.toyota.aichi.jp/>）からダウンロードできます。

注5 郵送の場合は、簡易書留など確実な方法をお勧めします。

4 選考について（日程・会場・内容等）（注6）

○1次試験

日時	7月11日（土）午前9時～午後0時15分頃（終了予定）		
会場	豊田市こども発達センター大会議室		
試験内容	① 教養試験 ② 適性検査 ③ 作文試験 ※①②はマークシート方式		
持ち物	① 案内通知 ② 筆記用具 ※HBの鉛筆又はシャープペンシル（ボールペン不可）・消しゴム		
結果通知	7月17日（金）頃発送 ※合格、不合格にかかわらず郵送で通知します。		

注6 1次試験及び2次試験の日時、会場等は事情により変更する場合があります。1次試験の予備日は7月12日（日）とします。変更となる場合は、試験日の前日の正午までに事業団ホームページ（<http://www.fukushijigyodan.toyota.aichi.jp/>）に掲載します。

○2次試験（1次試験合格者のみ）

日時	8月1日（土） ※集合時刻は個別に通知します。		
会場	豊田市こども発達センター	試験内容	個別面接
持ち物	① 2次試験実施通知（1次試験の結果通知に同封） ② 応募に必要な資格に係る免許証、取得証明書、就労証明書等 ③ 卒業証明書、卒業見込証明書等 ※最高学歴のもの		

5 結果発表・採用予定日

結果発表	8月19日（水）頃発送 ※採用、不採用にかかわらず郵送で通知します。
採用日	令和9年4月1日（予定）

6 勤務条件（令和8年4月現在）

【初任給】 ※職歴等に応じて前歴加算される場合があります。

職種	大学卒	短大卒（3年制）	短大卒（2年制）	高校卒
支援員	237,200円	—	224,500円	209,300円
作業療法士	239,800円	232,900円	—	—

勤務時間・ 休暇等	勤務時間	午前8時30分～午後5時15分（休憩60分）
	休日	土、日、祝日、年末年始（一部土曜勤務の施設あり）
	休暇・休業	【有給】年次休暇、夏季休暇、病気休暇、特別休暇等【無給】介護休業、育児休業等

手当・ 賞与	賞与	4.65か月／年
	住居手当	限度額 28,000円
	扶養手当	子 13,000円 ※その他扶養親族の区分に応じて支給
	通勤手当	限度額 150,000円 ※公共交通機関利用…定期券代など実費相当額 ※交通用具(自動車等)利用…通勤距離に応じた所定額
	その他	上記の手当のほか、資格手当（作業療法士のみ）、調整手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当が支給要件に応じて支給されます。

■ 問合せ先

〒471-0062 豊田市西山町2丁目19番地（豊田市こども発達センター3階）

社会福祉法人 豊田市福祉事業団 事務局総務担当

電話 0565-32-8980（直通） FAX 0565-32-8987

URL <https://www.fukushijigyodan.toyota.aichi.jp>

豊田市福祉事業団 HP⇒



